

○愛知県外来医療計画（令和 2 年 3 月公示）において、医療機関が対象の医療機器を購入する際は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、地域医療構想推進委員会で確認することとなっている。

### ○対象となる医療機器

CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィー

### ○取組の開始日

令和 3 年 4 月 1 日（新型コロナウイルス感染症拡大により、豊川保健所では未実施）

### ○今後の方針について

- 1 医療機関が対象機器を設置（新規・更新）した場合、共同利用計画を策定し、豊川保健所及び豊橋市保健所へ提出いただく。（設置後 10 日以内）
- 2 地域医療構想推進委員会にて、共同利用の申し出のあった医療機関名及び対象機器について報告する。

### ○協議する内容

新規・更新だけでなく、既存も含めた医療機器の共同利用ができる医療機関一覧の作成・情報共有について

### ○事務局案

愛知県外来医療計画の見直しが令和 6 年度に予定されているため、各医療機関における医療機器の保有状況一覧が令和 5 年度に更新される予定である。

- 1 公表された保有状況一覧に記載のある医療機関及に対して、医療機器の共同利用について調査を実施し、地域医療構想推進委員会にて報告することとしたい。